

訪問看護重要事項説明書

《令和 6 年 6 月 1 日現在》

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

連絡窓口

電 話 084-948-3412
対応時間 午前9時から午後6時
（上記以外も、緊急時等は転送電話にて対応します。）
担 当 矢野 弘恵（管理者）

この【重要事項説明書】は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）の規定に基づく指定訪問看護サービス提供、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営並びに指定予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）の規定に基づく指定介護予防訪問看護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社QOL サービス
代表者氏名	妹尾 弘幸
本社所在地	広島県福山市春日町浦上 1205 番地
連絡先及び電話番号等	TEL (084) 948-0439 FAX (084) 948-0435
法人設立年月日	平成 10 年 4 月 21 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名	ありがとう総合訪問センター 訪問看護
介護保険指定事業者番号	3471590360
事業所所在地	広島県福山市春日町浦上 1224 番地
連絡先	（電話）084-948-3412 （FAX）084-948-3414
管理者の氏名	矢野 弘恵

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ＱＯＬサービスが設置するありがとう総合訪問センター訪問看護（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために運営規程において必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定訪問看護 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等との連携に努めるものとする。 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 前項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年9月28日条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
指定介護予防訪問看護	事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 指定介護予防 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 利用者の心身機能、環境状態等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等との連携に努めるものとする。 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。 前項のほか、「福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成24年9月28日条例第51号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所の職員体制および職務内容

従業者の職種	人員数	職務の内容
管理者	常勤 1 名	管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
訪問看護師	2.5 名以上	看護職員（准看護師を除く）は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画書及び報告書を作成する。計画書に基づき看護職員は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。
リハビリ職員	実情に応じた相当数	リハビリ職員が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と連携して作成する。計画書に基づきリハビリ職員は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	坪生町 坪生町南 大谷台 東陽台 幕山台 青葉台 能島 春日町 春日台 春日池 春日町宇山, 浦上, 吉田 蔵王町 南蔵王町 伊勢丘 大門 大門町 大門町大門, 野々浜, 旭, 津之下, 大字日之出丘, 城興ヶ丘 引野町 引野町南, 東, 北 平成台 手城町 東手城町 南手城町 明神町 王子町 港町 三吉町 三吉町南 東深津 西深津 東吉津 千田町 千田町千田 緑陽町 神辺町 神辺町川南, 川北, 竹田, 下竹田, 上竹田, 新徳田, 旭丘, 道上, 湯野, 大字千尋 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。
---------	--

(5) 営業日

営 業 日	年中無休
営 業 時 間	9 : 00 ~ 18 : 00
サービス提供時間	午前6時～午後10時
そ の 他	上記の営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制あり。

3 訪問看護の内容

利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的とし、

(1) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(2) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕報告書の作成

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

①健康状態の観察、健康相談 血圧、体温、脈拍、呼吸の測定 病状の観察と相談 心の健康相談等	⑥精神、心理的な看護 不安定な精神心理状態のケア 生活リズムの取り方 社会生活への復帰援助 事故防止ケア、服薬ケア
②日常生活の看護 身体清潔のケア（清拭、洗髪など） 食事、排泄のケア 床ずれ予防 療養環境の整備	⑦認知症の看護 認知症の介護相談 悪化防止、事故防止の相談など
③在宅リハビリテーション 体位変換、関節などの運動 日常生活動作の訓練（食事、排泄、移動等）	⑧介護相談 病状、介護、日常生活に関する相談 介護及び家族の精神的支援 医療、福祉サービスの紹介など
④ターミナルケア	⑨その他医師の指示による医療処置
⑤カテーテル等の管理	

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

指定訪問看護費

《保健師・看護師が訪問看護を行った場合》

所要時間	基本料金	夜間(18～22時)・早朝(6～8時)の加算	深夜(22～6時)の加算
20分未満	314円	79円	158円
30分未満	471円	118円	236円
30分以上 1時間未満	823円	206円	412円
1時間以上 1時間半未満	1,128円	282円	564円

※夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）、深夜（午後10時から午前6時）の場合は、1回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

《准看護師が訪問看護を行った場合》

所要時間	基本料金	夜間(18～22時)・早朝(6～8時)の加算	深夜(22～6時)の加算
------	------	------------------------	--------------

20 分未満	283 円	71 円	142 円
30 分未満	424 円	106 円	212 円
30 分以上 1 時間未満	741 円	185 円	371 円
1 時間以上 1 時間半未満	1,015 円	254 円	508 円

※夜間（午後 6 時から午後 10 時）、早朝（午前 6 時から午前 8 時）、深夜（午後 10 時から午前 6 時）の場合は、1 回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

《リハビリ職員が行った場合》

所要時間	基本料金
20 分以上	1 回につき 294 円

※理学療法士等による訪問看護は、1 回あたり 20 分以上訪問看護を実施する。

1 人の利用者につき、週 6 回を限度とする。

※1 日に 2 回を超えて訪問看護を行った場合は、1 回につき 90/100 を算定。

指定介護予防訪問看護費

《保健師・看護師が訪問看護を行った場合》

所要時間	基本料金	夜間(18～22 時)・早朝 (6～8 時)の加算	深夜(22～6 時)の加算
20 分未満	303 円	76 円	152 円
30 分未満	451 円	113 円	226 円
30 分以上 1 時間未満	794 円	199 円	397 円
1 時間以上 1 時間半未満	1090 円	273 円	545 円

※夜間（午後 6 時から午後 10 時）、早朝（午前 6 時から午前 8 時）、深夜（午後 10 時から午前 6 時）の場合は、1 回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

《准看護師が訪問看護を行った場合》

所要時間	基本料金	夜間(18～22 時)・早朝 (6～8 時)の加算	深夜(22～6 時)の加算
20 分未満	273 円	68 円	137 円
30 分未満	406 円	102 円	203 円
30 分以上 1 時間未満	715 円	179 円	358 円
1 時間以上 1 時間半未満	981 円	245 円	491 円

※夜間（午後 6 時から午後 10 時）、早朝（午前 6 時から午前 8 時）、深夜（午後 10 時から午前 6 時）の場合は、1 回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

《リハビリ職員が行った場合》

所要時間	基本料金
20 分以上	1 回につき 284 円

※理学療法士等による訪問看護は、1 回あたり 20 分以上訪問看護を実施する。

1 人の利用者につき、週 6 回を限度とする。

※1 日に 2 回を超えて訪問看護を行った場合は、1 回につき 90/100 を算定。

《その他の加算金額》

①サービス提供体制加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

※[区分支給限度基準額の算定対象外]※

厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行う場合	1 回につき 6 円
--	---------------

②緊急時訪問看護加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

※[区分支給限度基準額の算定対象外]※

利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある場合 (計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、前記の基本料金がかかります。)	※左記の旨を説明し、同意を得た場合 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 1 ヶ月につき 600 円
---	--

※医療機器等を使用し、特別な管理が必要な状態の場合の月 2 回以降の緊急時訪問看護については、
夜間・早朝・深夜の加算あり

③特別管理加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

※[区分支給限度基準額の算定対象外]※

特別な管理を必要とする場合(厚生大臣が定める状態に限る)に、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う	特別管理加算(Ⅰ) 1 ヶ月につき 500 円 特別管理加算(Ⅱ) 1 ヶ月につき 250 円
--	--

④初回加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

新規に訪問看護計画を作成し他利用者に対して病院、診療所等から退院した日に訪問看護を行った場合	初回加算(Ⅰ) 1 ヶ月のみ 350 円
新規に訪問看護計画を作成し他利用者に対して病院、診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を行った場合	初回加算(Ⅱ) 1 ヶ月のみ 300 円

⑤退院時共同指導加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

病院、診療所、介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が、退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等が退院時共同指導を行	1 回につき 600 円
---	--------------

った後に、退院・退所後に指定訪問看護を行った場合 1 回限り（特別な管理を必要とする利用者については 2 回まで）	
---	--

⑥看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者の計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	1 ヶ月につき 250 円
--	---------------

⑦口腔連携強化加算

口腔内の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合	1 回につき 50 円 1 ヶ月につき 1 回
--	----------------------------

⑧ターミナルケア加算

※[区分支給限度基準額の算定対象外]※

主治医と連携のもと、利用者・家族の意向を把握し、心身の状態の把握・対応などターミナルケアに係る計画および支援体制における看取り時	※左記の旨を説明し、同意を得る 2500 円
--	-------------------------------

⑨長時間訪問看護加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

特別管理加算を算定する利用者において、1 時間 30 分以上の訪問介護を行った場合	1 時間以上 1 時間 30 分未満の料金（日中、早朝・夜間、深夜）に加算 1 回につき 300 円
---	---

⑩複数名訪問加算〔指定訪問看護・指定介護予防訪問看護〕

1 人で行うのが困難な場合、二人以上で看護を行った場合	30 分未満 201 円 30 分以上 317 円
-----------------------------	------------------------------

⑪同一建物の利用者の減算

隣接する敷地内の同一建物への訪問、同一建物に 20 人以上	1 回につき 90/100
隣接する敷地内の同一建物への訪問、同一建物に 50 人以上	1 回につき 85/100

※同一建物とは：養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅

- ・前記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、金額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合

があります。その場合、お客様は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険区分支給限度基準額を超える部分に関しては、介護保険の対象とならず、介護給付費全額自己負担となります。

実費サービス（別紙参照）

(3) 交通費

2の（4）の実施地域以外の方は、通常の事業実施地域を越えた地点から、路程 1 kmあたり 50 円いただきます。

(4) その他の費用

①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

②衛生材料等 実費相当

③エンゼルケア加算（希望時） 11000 円（税込）

(5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日当日の午前 9 時までに連絡がなかった場合 利用料自己負担部分の 20%

(6) 利用料等のお支払方法

請求方法	・介護保険給付対象サービス、介護保険給付対象外サービス、交通費、その他の費用等ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・上記に係る請求書は、利用月の翌月 10 日までに利用者宛に郵送（発送）します。
支払方法	・請求書の内容を確認の上、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 利用者指定口座からの自動振替 イ) 現金支払い ・お支払いの確認後、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。） ア) 翌月の請求書を郵送する際に同封します。 イ) 支払いの次回訪問時に領収書をお渡しします。

※料金の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 か月以上滞納し、さらに支払いの催促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情対応担当者の設置（常設）

苦情対応連絡先	電話 084-948-3412 FAX 084-948-3414
苦情対応担当者	矢野弘恵

※利用者には、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を書面で配布し、周知する。

6 緊急時等における対応方法

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

①利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

②利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

7 事故発生時の対処方法について

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前記において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。前記の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

保険会社名	あいおい損保
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

8 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の実施

④前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に当該事業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

9 非常災害対策

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（相田 倅希）

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練の際は、地域住民等との連携に努めます。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 6 月・11 月）

10 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しえ行うことができるものとする。）をおおむね「6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

11 ハラスメント対策について

指定訪問看護の提供に当たっては、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防]訪問看護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

①事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

訪問看護実費サービス

【サービス内容】

お出かけ時のお手伝い

健康管理 等

【料金表】

≪看護師・准看護師が訪問看護を行った場合≫

所要時間	基本料金	夜間(18～22 時)・早朝 (6～8 時)の加算	深夜(22～6 時)の加算
30 分未満	3,000 円	750 円	1,500 円
60 分未満	6,000 円	1,500 円	3,000 円
90 分未満	9,000 円	2,250 円	4,500 円
以降 30 分ごとに	3,000 円	750 円	1,500 円

※夜間（午後 6 時から午後 10 時）、早朝（午前 6 時から午前 8 時）、深夜（午後 10 時から午前 6 時）の場合は、1 回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

個人情報使用の同意

1 使用目的

私及び家族の個人情報は、居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、使用することに同意します。

2 条件

- (1) 情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録すること。

3 期間

利用契約書に定めた契約期間

4 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者がサービスを行うために最小限必要な家族個人に関する情報。
- (2) 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判断結果の意見（認定結果通知書）。
- (3) その他の情報
「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関わる情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。